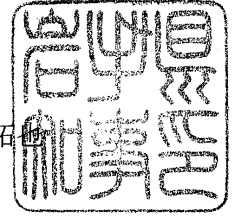


水 振 第 705 号  
令和 6 年 2 月 13 日

岩手海区漁業調整委員会  
会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



令和 6 管理年度における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 4 項の規定により、農林水産大臣からすけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第 16 条第 1 項に基づき知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第 2 項により、貴委員会の意見を求めます。



担当：農林水産部水産振興課  
資源管理担当 平嶋  
Tel：019-629-5815  
Fax：019-629-5824  
E-mail:m-hirasima@pref.iwate.jp

(案)

令和6管理年度（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間をいう。）における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
すけとうだら 太平洋系群	全ての漁業	左記漁業がすけとうだら太平洋系群の採捕を行う水域	漁獲量の総量	現行水準 （※1）	
するめいか	全ての漁業	左記漁業がするめいかの採捕を行う水域	漁獲量の総量	現行水準 （※1）	
くろまぐろ （小型魚）	全ての漁業	中西部太平洋条約海域（※2）	漁獲量の総量	74.860トン	3.940トン （5%）を県の留保とする
くろまぐろ （大型魚）	全ての漁業	中西部太平洋条約海域（※2）	漁獲量の総量	52.345トン	2.755トン （5%）を県の留保とする

※1 国からの割当量と同じ

※2 中西部太平洋条約海域：漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和58年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。